

大阪府広告事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府が保有する資産（以下「府資産」という。）を広告媒体として活用し、広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告事業は、府の新たな財源を確保し、府民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(広告事業の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 当該広告の内容を、府が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

2 前項に規定する広告事業の範囲に係る業種、業者及び掲載の基準については、別に定めるものとする。

(募集方法等)

第4条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法等は、必要に応じて、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(審査機関)

第5条 広告等の掲載の可否を審査するため、広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員は青少年・地域安全室青少年課長、行政経営課長、財産活用課長、人権

企画課長、男女参画・府民協働課長、府政情報室広報広聴課長、消費生活センター所長、都市整備総務課長、住宅まちづくり総務課長、建築指導室建築企画課長及び教育総務企画課長をもって充てる。

- 3 審査会の委員長は行政経営課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、広告の掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの府資産を所管する課の課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、行政経営課において処理する。

(雑則)

第8条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、大阪府屋外広告物条例、大阪府公有財産規則、その他の関係法令の定めるところによる。

- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月8日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

大阪府広告事業掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する広告事業の範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は業者)

- 2 次の業種又は業者の民間広告（以下「広告等」という。）は掲載しない。なお、広告等を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
 - (2) 消費者金融・高利貸しに係るもの
 - (3) たばこに係るもの
 - (4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
 - (5) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
 - (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
 - (7) 府の入札参加停止の措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの
 - (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの
 - (9) 前各号に定めるほか、掲載することが不適當であると広告掲載審査委員会（以下、「審査会」という。）が認めるもの

(掲載基準)

- 3 次のいずれかに該当するものは掲載しない。

なお、府は広告等ごとに、その具体的な内容を判断するものとし、その上で修正・削除等が必要な場合は、広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不適當と認められる商品、又はサービスを提供するもの
 - イ その他法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

- ア 人種、性別、障がい等に関する差別的な表現若しくは不当な差別につながる表現を含むもの又はそのおそれがあるもの
- イ 他の者の氏名、名称、肖像、談話若しくは商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- エ その他他の者の人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの
 - ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 宗教性があるもの
 - ア 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
 - ア 個人又は法人その他団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を含むもの
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 当該広告の内容を、府が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの
 - イ 性的感情を著しく刺激するもの
 - ウ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
 - エ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
- (11) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
 - ア 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）
 - イ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示
 - ウ 射幸心をあおる表現
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの
 - ア 府の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 前各号に定めるほか、掲載することが不相当であると審査会が認めるもの